

石川県診療情報共有ネットワーク運用について

1. ネットワークの利用に関しての窓口は医療サービス推進室が行います。

2. 流れとして

1) 情報開示申し込み

① 診療所の先生方が患者に同意説明書に基づき説明をされた後、様式第 12 号「いしかわ診療情報共有ネットワーク同意書」を患者より取得する。

↓

② 同意書原本を羽咋病院医療サービス推進室へ郵送する。
急ぎの場合は、FAX後、原本を郵送する。

↓

③ 羽咋病院担当者が、公開処理を行った後、再度同意書を依頼診療所に FAX をする。

↓

④ 診療所より情報閲覧が可能となる

2) 患者が同意撤回した場合

※患者が同意撤回を希望した場合は、様式 13 号「いしかわ診療情報共有ネットワーク同意撤回書」で届け出をする。

① 同意撤回書を、患者自身が羽咋病院へ提出した場合は、羽咋病院は公開処理後、診療所へ FAX する。

② 患者が診療所で同意撤回を申し出たときは、同意撤回書原本を羽咋病院医療サービス推進室へ郵送する。
急ぎの場合は、FAX後、原本を郵送する

③ 羽咋病院は、非公開処理を行った後、診療所に FAX をする

3) 患者が死亡した場合

＊ 羽咋病院から転院・死亡

「紹介患者退院報告」を医療サービス推進室から FAX 後、1 ヶ月間閲覧可能とする。

＊ 診療所より他施設へ転院・死亡

診療所より、転院・死亡の連絡を医療サービス推進室へ連絡（電話か FAX）連絡後 1 ヶ月は閲覧可能とする